進路だより

vol.12

令和7年10月より施行「就労選択支援」について知っておこう!

2024年度の障害者総合支援法の改定に伴い、「就労選択支援」というサービスが新設されます。この就労選択支援とは、働く力と意欲のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方を考えることをサポート(考える機会の提供を含む)するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供するためのサービスです(厚生労働省:就労選択支援に係る報酬・基準について《論点等》)。この新たなサービスの施行は令和7年10月からとなりますが、サービスの目的や内容について知っていただき、今後どのように利用していけばよいか参考にしていただければと思います。

さて、就労選択支援は「本人主体」の進路選択を支援していくサービスです。これまで本校では、子どもたちの願い・思いの実現を応援していくために「私の応援計画」を作成・活用してきました。「私の応援計画」は、将来の夢や希望、自分の好きなこと、やりたいこと、それらを実現するために必要な学び、必要なサポート、適切な環境などについて対話を重ね、本人が自分への理解を深められるよう作成・活用してきたものです。自分の可能性を広げていくためには、自分のことをよりよく知ることが大切です。新しいサービスにおいても、自分の適性やニーズ、強み、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労にあたっての支援や配慮事項などを、本人と支援者が協同して整理することで、適切な進路選択を可能にすることが期待されています。現行の就労移行支援、就労継続支援については、進路だよりvol.5にて紹介しています。今後就労選択支援が新設されるとどのような流れになるのかは、裏面の図2を御確認ください。

「就労選択支援」では、特別支援学校在学中のサービス利用を可能とすることも検討されています。例えば、現場実習と合わせて就労選択支援を利用することにより、就労選択に資するアセスメントを受けることができます。学校では、事業所と連携し、アセスメント結果を日々の学習活動へと還元していくことで、本人の「願い・思い」の実現に向けたより効果的な指導・支援を行っていくことが期待できます。



図1 特別支援学校における就労選択支援の利用方法のイメージ(厚生労働省、2023)

「教えて!校長先生」6

令和7年10月に、新たな就労系障害福祉サービス「就労選択支援」が開始します。これは、 社会参加(就労先や働き方)のより良い選択を支援するためのサービスです。今後は、特別支 援学校の在校生についても利用することが可能となります。このサービスの中心的なキーワー ドに「協同」があります。支援者等が一方的に決めるのではなく、本人との協同を通じて、自 己決定することを支えることが求められています。とはいえ、この協同は簡単そうに見えて難



しいものです。サービスを受けることになる児童・生徒にも身に付けてほしいことがたくさんあると思っています。例えば「自分の好きなこと・嫌いなことを知っている」といった自分を理解すること、そしてそれらを第三者に伝えること、さらに情報を収集して、自分の願いの実現のために選択していく力などが求められます。本校の推進する「生涯学習力」は、この力に近いものです。将来に向けて、この力を身に付けていっていただければと思っています。

就労選択支援ができると変わること ~専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択の支援~ イメージ(就労継続支援B型のケース) B型利用前 B型利用後 課題(2) 現状 課題(1) アセスメントにより整理した情報を、 課題(3) 実施主体や人材の面で、専門的な支援 就労ニーズや能力等に変化があっても、他の選択 その後の本人の働き方や就労先の選択 体制の整備が必ずしも十分に行われて に関する支援に十分つなげられていな 肢を積極的に検討する機会は限られている。 いない。 アセスメントが、 業務として法令上 位置づけられてい 就労移行支援 ない 就労移行 B型 市町村 B型利用 B型利用 B型利用 事業所等による に相談 利用申請 利用 申請 アセスメント 3年後 就労移行支援 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援A型 一般就労 等 一般就労 等 就労選択支援 利用 ※希望に応じて利用 今後の 就労選択 市町村 就労選択支援 B型利用 B型 方向性 支援 B型利用 B型利用 に相談 利用 申請 利用 利用申請 改善(2) 改善① 就労能力や適性、本人のニーズや強み、職 就労選択支援を 都道府県等による事業所指定、就労 業上の課題、就労に当たっての支援や配慮 改善(3) 法令上位置づける 支援について一定の経験等を有する 事項といった本人と協同して整理した内容 B型利用後も、希望に応じて新たなサー 人材や研修を通じて育成した人材の や地域の企業等の情報を基に、関係機関と ビスを受けることができ、就労ニーズや 配置により、専門的な支援を受ける 連携する 能力等の変化に応じた選択が可能となる。 ことが可能となる。 ⇒本人にとって、より適切に就労・障害福 祉サービスを選択することが可能となる。 ※現行の就労アセスメントでは ・50歳に達している者又は輝書基礎年金1級の受給者 ・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者 を対象としていない。

図 2 就労選択支援実施後と現状の流れの違い(厚生労働省:就労選択支援に係る報酬・基準について<論点等>より)